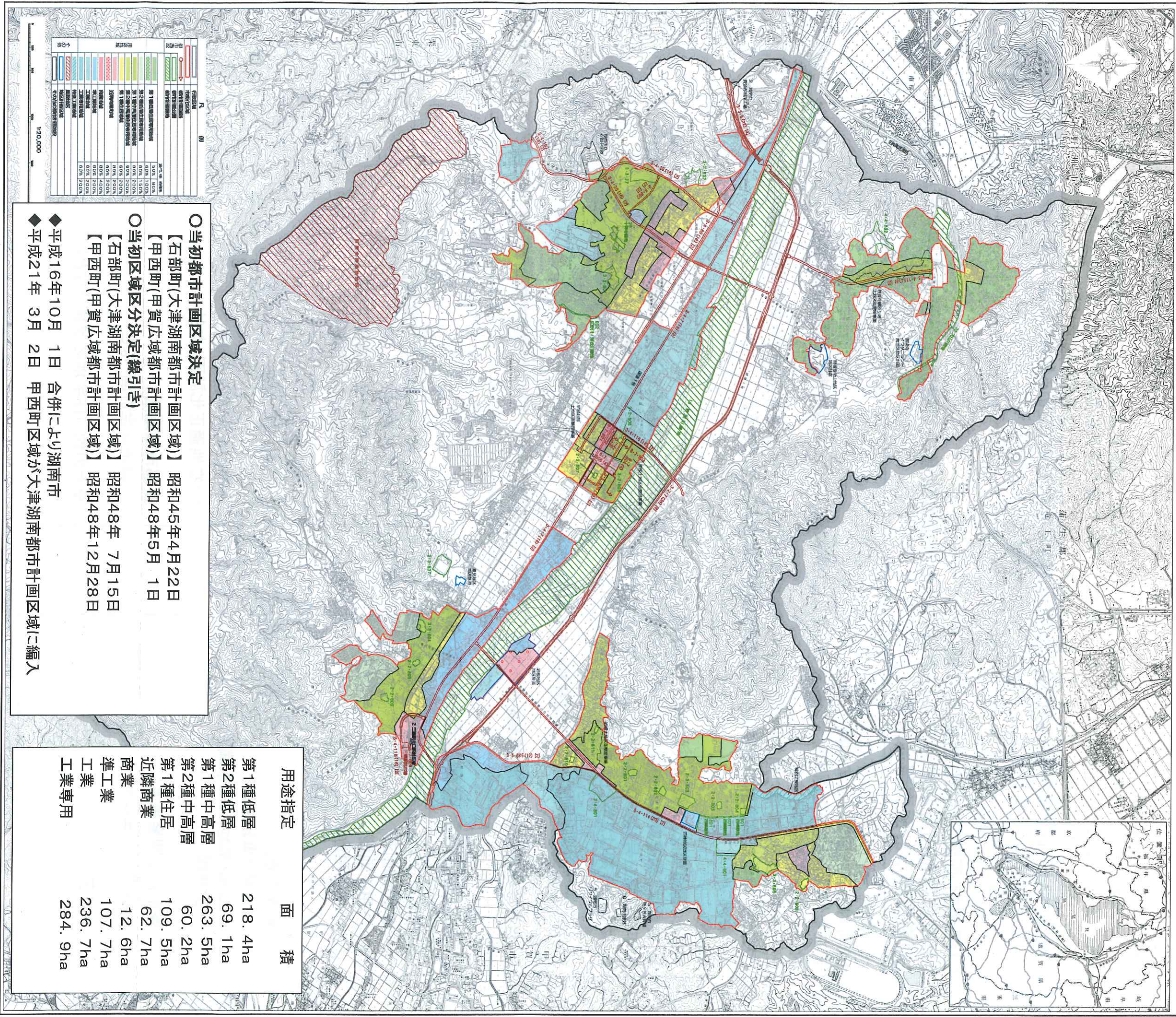


大津湖南都市計画総括図 (湖南省)



○当初都市計画区域決定
【石部町(大津湖南都市計画区域)】 昭和45年4月22日
【甲西町(甲賀広域都市計画区域)】 昭和48年5月 1日
○当初区域区分決定(線引き)
【石部町(大津湖南都市計画区域)】 昭和48年 7月15日
【甲西町(甲賀広域都市計画区域)】 昭和48年12月28日

◆平成16年10月 1日 合併により湖南省
 ◆平成21年 3月 2日 甲西町区域が大津湖南都市計画区域に編入

用途指定	面積
第1種低層	218.4ha
第2種低層	69.1ha
第1種中高層	263.5ha
第2種中高層	60.2ha
第1種住居	109.5ha
近隣商業	62.7ha
商業	12.6ha
準工業	107.7ha
工業	236.7ha
工業専用	284.9ha

大津湖南都市計画区域			
(大津市・草津市・守山市 野洲市・栗東市・湖南省)	都市計画区域面積 (市域全域)	市街化区域面積	市街化調整区域面積
全 体	60,627ha (20.8%)	12,601ha (20.8%)	48,026ha (79.2%)
うち 湖 南 市	7,049ha (20.2%)	1,425ha (20.2%)	5,624ha (79.8%)

※滋賀の都市計画2014より

湖南省都市計画審議会の概要

○都市計画審議会設置根拠法令 (都市計画法第77条の2)

(市町村都市計画審議会)
第七十七条の二 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村に、市町村都市計画審議会を置くことができる。
2 市町村都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。
3 市町村都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、市町村の条例で定める。

○都市計画審議会の組織及び運営 (都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令) (湖南省都市計画審議会条例)

～ 政令 ～
(市町村都市計画審議会の組織)
第三条 市町村都市計画審議会を組織する委員は、学識経験のある者及び市町村の議会の議員につき、市町村長が任命するものとする。
2 市町村長は、前項に規定する者のほか、関係行政機関若しくは都道府県の職員又は当該市町村の住民のうちから、市町村都市計画審議会を組織する委員を任命することができる。
～ 条例 ～
(組織)
第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
2 委員は、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令(昭和44年政令第11号)第3条第1項及び第2項に規定する者のうちから市長が任命する。
3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
(会長)
第4条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。
2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

○市町村都市計画審議会の審議事項

<p>【市が決定する都市計画(法第19条)】</p> <ul style="list-style-type: none">◆地域地区・用途地域・特別用途地域 など◆都市施設<ul style="list-style-type: none">・道路(4車線未滿)・公園・緑地(10ha未滿)・火葬場 など◆市街地開発事業・土地区画整理事業 など◆地区計画等	<p>【法令に基づき付議される案件】</p> <ul style="list-style-type: none">◆建築基準法<ul style="list-style-type: none">・第51条ただし書き許可など (一般廃棄物処理施設など)◆景観法・景観計画 など◆都市再生特別措置法<ul style="list-style-type: none">・立地適正化計画 など◆都市緑地法・緑地保全計画 など◆その他 (住宅地区改良法など)
---	--

【その他】

- ◆市の都市計画に関する調査・報告・協議事項など